

電気設備設置（変更）届出書

建物の内外に、一定規模以上の電気設備を設置（増設、改設、移設を含む）しようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。

設置工事後、原則として管轄署による現地調査を行います。

なお、本届出の届出者については、設置する建物の関係者（所有者、管理者、占有者）であり、電気設備の工事施工者ではありません。

届出が必要となる電気設備

1. 高圧または特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く）
2. 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く）
3. 燃料電池発電設備（酒田地区火災予防条例（以下「条例」とする。）第8条の3第2項または第4項に定めるものを除く）
4. 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第12条第4項に定めるものを除く）
5. 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く）

届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課または 管轄の消防署・各分署で受付可	可

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 電気設備設置（変更）届出書
- 電気設備を設置する防火対象物の案内図、配置図及び平面図
- 電気設備の概要表、配置図（建築物等との離隔を記載したもの）、立面図、構造図、接続図、仕様書、製造事業者による構造確認報告書等（認定品、消防長が認める火災予防上支障がない構造を有するキュービクル式の設備等の場合）
- 電気設備を設置する室の平面図、構造図、室内仕上表、建具表、排気筒その他ダクトの系統図
- その他補足資料等

▲注意事項

- ・窓口での受付は、午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）
- ・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

2. 郵送する場合（封入する書類等）【各 2 部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

▲注意事項

- ・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。
- ・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

3. 電子申請する場合【各届出書 1 部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または管轄の消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

▲注意事項

- ・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。
- ・その他、電子申請に関する注意事項については、ホームページをご確認ください。

その他

- ・届出の可否について、ご不明な点がございましたら、消防本部予防課または管轄の消防署・各分署にお問い合わせください。
- ・消防用設備等（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等）の非常電源となっている電気設備を設置（増設、改設、移設含む）する場合は、事前に消防本部予防課に相談してください。
- ・設置する電気設備によって、構造、離隔距離及び設置方法等が異なりますので、事前に消防本部予防課または管轄の消防署・各分署にご相談ください。

問い合わせ先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

管轄の消防署・各分署については、[管轄署（届出先）一覧](#)でご確認ください。

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署 総合案内](#)でご確認ください。